

J-クレジット制度 プロジェクト計画書 （排出削減プロジェクト用）

プロジェクトの名称：

ふくみつ華山温泉におけるヒートポンプ導入による
CO2 削減プロジェクト

プロジェクト 実施者名	株式会社ふくみつ華山温泉
----------------	--------------

妥当性確認申請日 2014 年 12 月 17 日

プロジェクト登録申請日 2015 年 3 月 2 日

1 プロジェクト実施者の情報

1.1 プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者がいる場合は代表実施者）

実施者名	(フリガナ) カブシキガイシャフクミツハヤマオンセン
	株式会社ふくみつ華山温泉
住所	〒939-1613 富山県南砺市川西 5 8 8-1

1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

実施者名	(フリガナ)
住所	

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、欄をコピーしてそれぞれのプロジェクト実施者の情報を記載すること。

1.3 J-クレジット保有者 ※1

保有者名	(フリガナ)
住所	

※1 J-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

※ 以下、複数のプロジェクトをまとめて申請する場合は、2~4の内容を方法論ごと・実施場所ごとに記載すること。

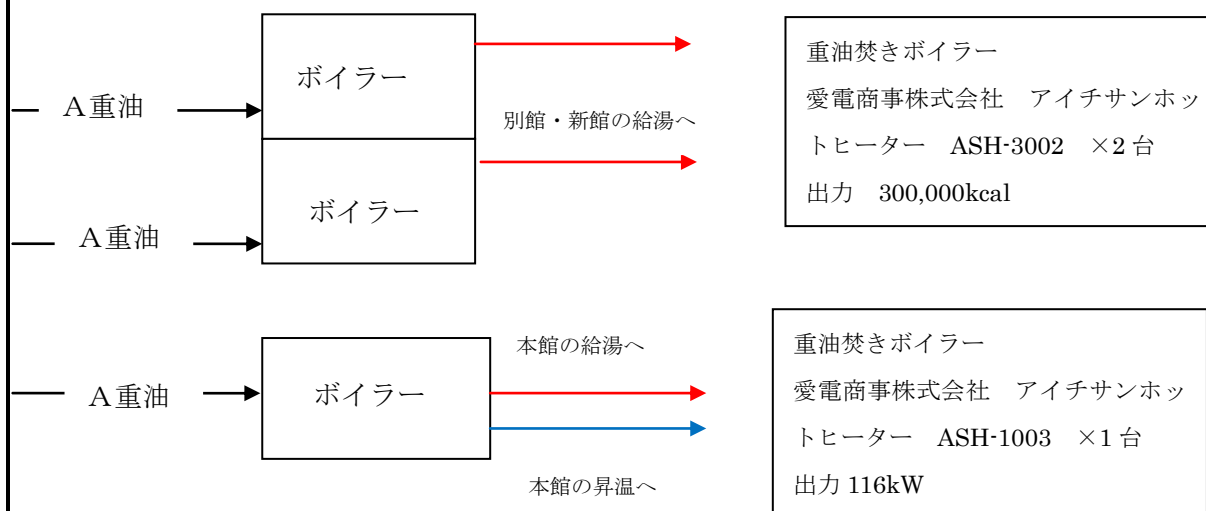
2 プロジェクト概要

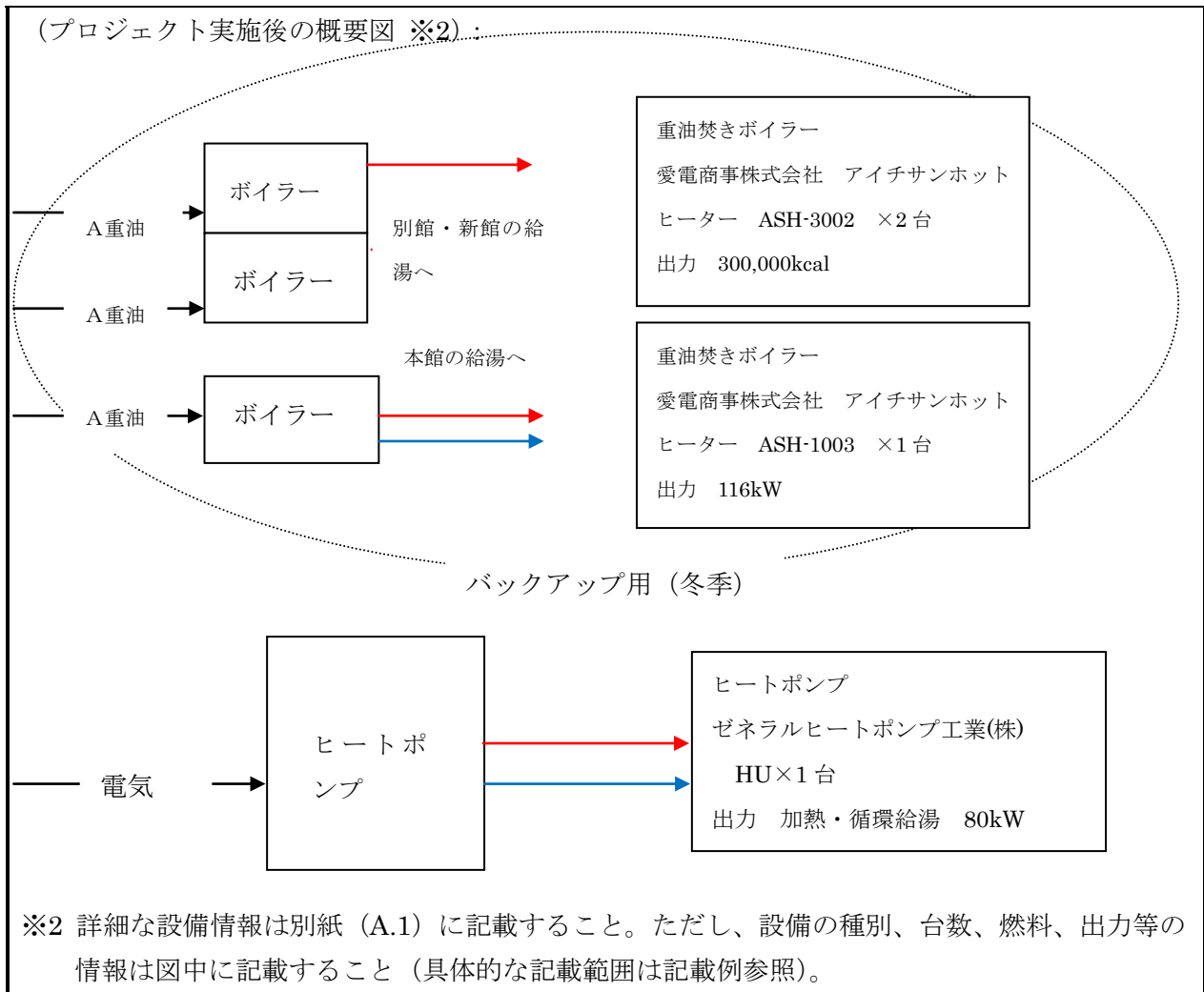
2.1 プロジェクトの目的及び概要

プロジェクト名	ふくみつ華山温泉におけるヒートポンプ導入による CO2 削減プロジェクト	
目的	ふくみつ華山温泉に高効率ヒートポンプを導入することにより既存の A 重油焚きボイラーの化石燃料使用量の低減を図り、CO2 排出量を削減するものである。	
概要（削減方法）	ふくみつ華山温泉における給湯・加温の熱源設備を既存の A 重油焚きボイラーから高効率ヒートポンプに更新することで、化石燃料の使用量を低減し、CO2 排出量の削減を行う。	
プロジェクト実施場所	実施事業所名	ふくみつ華山温泉
	住所	富山県南砺市川西 5 8 8-1

2.2 プロジェクト実施前後の状況

(プロジェクト実施前の概要図※1) :





2.3 プロジェクト要件への適合

<p>プロジェクトの実施日 ※1</p>	<p>■2013年4月以降に実施されたプロジェクトである □2012年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認及びオフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト登録のいずれも受けていない ※2 □2008年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認又はオフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト登録を受けている ※3</p>
<p>追加性</p>	<p>■追加性を有している ※4</p>

※1 「プロジェクトの実施日」とは、設備の稼働日や燃料の切替えを行った日を指す。

※2 2013年度中に限り J-クレジット制度のプロジェクトとして登録申請を行うことができる。

※3 国内クレジット制度又はオフセット・クレジット (J-VER) 制度から移行したプロジェクトについては、「2013年4月以降に実施されたもの」という要件を満たしている必要はない。ただし、標準的な設備をベースラインとして設定する必要がある。

※4 追加性評価に関する詳細情報は別紙 (A.2) に示すこと。方法論の7. 付記において、追加性の評価が不要とされているもの (ポジティブリスト) については、別紙 (A.2) の記入は不要。

3 方法論

3.1 適用方法論

適用する方法論	方法論番号	EN-S-002 ver.1.1
	方法論名称	ヒートポンプの導入
更新／新設 ※1	<input checked="" type="checkbox"/> 更新プロジェクト <input type="checkbox"/> 新設プロジェクト	

※1 ベースラインとして標準的な設備を設定する場合、「新設プロジェクト」となる。

3.2 方法論の適用条件への適合 ※1

条件 1	<input checked="" type="checkbox"/> 適合している	説明 ベースラインの熱源設備よりも効率の良いヒートポンプを導入しているため。 また、①更新前の設備の効率が取得でき（86.4%）、②更新前の設備の導入日は1993年4月、2010年2月であるため法定耐用年数の2倍（30年）以内であり、③更新後の設備の能力特性は更新前の設備で実現でき、④更新後の設備の定格能力が更新前の設備の定格能力の1.5倍を超さないため、条件1を満たす。
条件 2	<input checked="" type="checkbox"/> 適合している	説明 ヒートポンプで生産した温水は全て温泉施設内で自家消費しているため。

※1 記載内容に関する根拠資料や関連情報等について、妥当性確認機関からの要求に応じて情報提供を行うこと。

3.3 モニタリング・算定方法

ベースライン排出量 ※1				
主要／付随的	排出活動	温室効果ガスの種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	ボイラーの使用	CO2	－	<input checked="" type="checkbox"/> 排出量の算定を行う <input type="checkbox"/> 排出量の算定を行う <input type="checkbox"/> 排出量の算定を省略する

プロジェクト実施後排出量 ※1				
主要／付随的	排出活動	温室効果ガスの種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	ヒートポンプの使用	CO2	－	<input checked="" type="checkbox"/> 排出量の算定を行う
付随的	ヒートポンプの冷媒の漏洩によるプロジェクト実施後排出量	HFC-134a	3.6	<input checked="" type="checkbox"/> 影響度により排出量を評価する

※1 各排出活動の排出量算定方法及び影響度の算定方法については別紙（A.3）に記載すること。

※2 モニタリング方法については別紙（A.4）に記載すること。

4 排出削減計画

認証予定期間 ※1	2015年 3月 2日 ~ 2021年 3月 31日 (6年1ヶ月)			
排出削減計画 ※2	年度	ベースライン排出量	プロジェクト実施後 排出量	排出削減量
	2013年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
	2014年度	9.3 t-CO2	7.4 t-CO2	1 t-CO2
	2015年度	112.9 t-CO2	90.6 t-CO2	22 t-CO2
	2016年度	112.9 t-CO2	90.6 t-CO2	22 t-CO2
	2017年度	112.9 t-CO2	90.6 t-CO2	22 t-CO2
	2018年度	112.9 t-CO2	90.6 t-CO2	22 t-CO2
	2019年度	112.9 t-CO2	90.6 t-CO2	22 t-CO2
	2020年度	112.9 t-CO2	90.6 t-CO2	22 t-CO2
	合計	686.7 t-CO2	551.0 t-CO2	133 t-CO2
年度ごとに排出削減量が異なる場合の理由	<input type="checkbox"/> 電力のCO2排出係数の影響による <input type="checkbox"/> その他の理由 (以下に記載すること)			

※1 認証予定期間は、プロジェクト登録の申請予定日若しくはモニタリングが可能となる予定日のいずれか遅い日から2021年3月31日までの間で設定すること。

※2 排出削減量の算定方法については、別紙A.3に記載すること。

5 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、J-クレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）「2.4」を参照のこと。

5.1 モニタリング体制

データ管理責任者 ※1	ふくみつ華山温泉 女将
モニタリング担当者 ※1	ふくみつ華山温泉 設備担当

※1 担当者の組織、役職名を記載すること（個人名は不要）。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

5.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

モニタリングデータの収集・記録・保管の手続 ※1	ヒートポンプおよび補機ポンプの消費電力量はリモートで監視しているため、収集した計測値を月ごとに集計表として電子媒体で保管する。
データ保存期間 ※2	認証対象期間終了後 <u>2</u> 年間

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。

※2 原則認証対象期間終了後2年間とする。

6 特記事項

6.1 排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクがあるか

有 無

※1 プロジェクト排出量が増加し、ベースライン排出量を上回る可能性のあるリスクも含む。リスクの例は、記載例を参照

(「有」にチェックした場合に記入)

項目	概要
リスク要因	

6.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。

登録している

(類似制度名： _____)

類似制度での認証予定期間： _____)

登録していない

6.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。

法令等の義務履行によるものではない。

法令等の義務履行によるものである。